

715

275

715-275



1200501585956

史
覽會列品目錄

東大文學部史料編纂所編

第十四回

715-275

71
275

昭和十二年五月十五、十六、十七、十八日開催

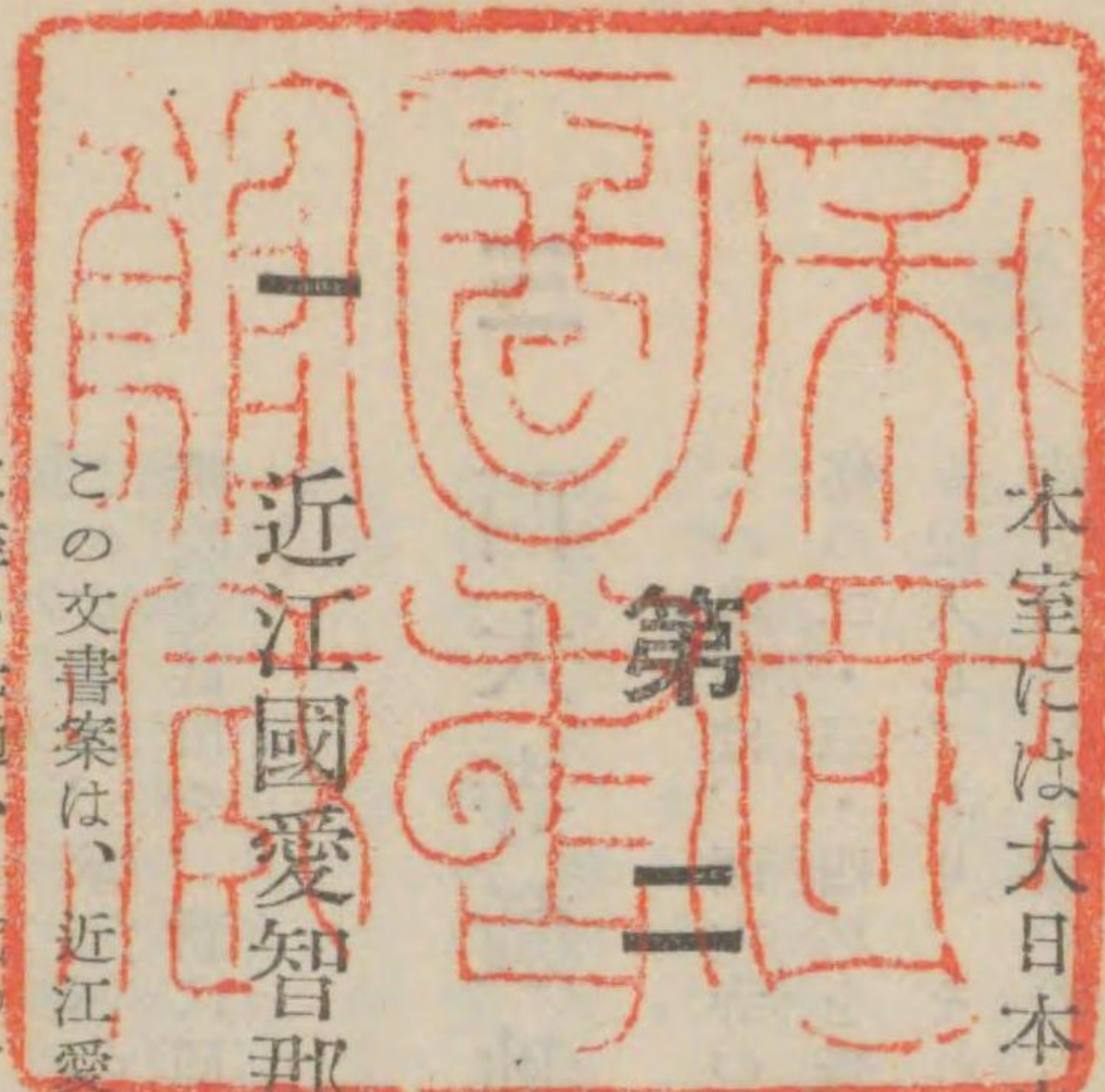
第十四回史料展覽會列品目錄

東京帝國大學
文學部
史料編纂所

715
275

第一室

同所 寄贈本



第二室



一 近江國愛智郡壘田賣買手繼券文案 七通一巻

この文書案は、近江愛智郡大國郷等の壘田を賣買した時の證文の寫である。仁壽四年より貞觀十年に至る七通から成つて居る。愛智郡には歸化人秦公の子孫依知氏が繁衍してゐたが、この文書は平安朝時代の初期、主として是等依知氏の一族の開拓にかゝる同郡大國郷及び養父郷に於ける壘田の賣買に關したものである。その賣却の主なる事情が、官稻・正税その他の負債の爲めであつたのは、經濟史上注目すべき現象であり、また壘田の四口が、東大寺の僧の手に歸してゐることは、や

第一室 第二室

一

今回の展覽會には本學所藏本所保管品と寄託品とを陳列した。
目録下に所藏者名のないものは本所の保管品である。

がてそれを機縁として、この地が東大寺領依知莊として發展せんとする萌芽を現はしてゐる。

二 東大寺領川上莊作田充文 二通一卷

この文書は、承安四年八月、東大寺羅索院法橋景雅が、嘗て僧辨深から買得した同寺領川上莊内尊勝院盆供田を、新に同寺北室仁和寺房八講田とし、これを馬道太郎房覺應に充行つた時のものである。

三 西大寺敷地繪圖 一鋪

この繪圖は、西大寺の寺地を條坊の圖に依つて示したものである。奈良古京の右京北邊・一條・二條の二・三・四坊を畫いたもので、一條三坊が即ち西大寺の境内に當る。この坊内所々に寺塔の名を記入してあり、それに依つて同寺の昔時に於ける規模を知ることが出来る。この圖は同寺と秋篠寺との寺地相論の際に作成したもので、圖中に「弘安三年庚辰歲作」と記入してある。西大寺に關する史料として許りでなく、奈良古京坊保の制を知る上にも極めて貴重なるものといふべきである。

四 西大秋篠兩寺用水相論繪圖 一鋪

この繪圖は、西大秋篠兩寺邊の寺領用水の訴論に關して、秋篠寺から提出したものである。圖中朱線の施してある箇所が論所である。圖の左方に見える寺觀が西大寺で、右方のものは圖中記載にある通り秋篠寺である。用水關係史料として珍らしいのみならず、鎌倉時代に於ける兩寺の結構を知るに足る史料としても又重んずべきものである。

五 源賴朝下文 一幅

この文書は、源賴朝が長門國阿武郡前地頭土肥遠平の代官に、郡内より退去すべきことを命じた下文である。阿武郡は、源賴朝が文治元年壇浦の戦後、平家没官領として收め、平氏追討に盡力した土肥實平に、勳功の賞としてその地頭職を授け、尋でその子遠平に之を相承せしめた地である。然るに文治三四年の交、賴朝は後白河院廳より、東大寺造營杣取の爲めに、同地頭職を停廢すべき命を拜して、遠平の地頭職を停止したが、その代官が、なほ舊の如く同郡に淹留して濫妨する聞があつたので、この下文を發したのである。本文は右筆の書、袖判が賴朝の自署である。この文書は、吾妻鏡文治五年二月三十日の條に載せられて居るが、字句等に相違がある。これによつて吾妻鏡を補正することができる。

(賴朝花押)

下 長門國阿武郡前地頭遠平代官

可令早退出郡内事

右件地頭職可令停止之由、被成下院廳御下文之處、遠平代官于今淹留致濫妨之由有其聞、所行之

旨甚以不當、早可令退出郡内之狀如件、以下、
文治五年二月卅日

六 凝然自筆書狀 二通一卷

本文書二通は、東大寺凝然が、同寺領に關する争に就いて、同寺の年預五師に報じたものである。笠間上野公は唐招提寺關係の者で、後に東大寺領名張郡黒田莊の預所職に補せられてゐる。凝然は學問著述を以て世に知られてゐるが、此種の世務に關する自筆文書の傳はつて居るは珍しい。凝然は元亨元年九月八十二歳を以て寂した。

名張郡與笠間上野公和與事、招提寺長老狀、并中村坊主狀、兩方請文案如此候、以此趣可有御披露候、子細見于狀候歟、隨御左右、招提寺重可申候哉、恐惶謹言、

十一月廿五日

沙門凝然

年預五師御房

笠間事、如此自招提寺長老被申候、令落居之條、返々目出度存候、以此旨念御披露候者、可承御返事候、恐惶謹言、

二月十二日

凝然

七 虎關師鍊自筆法語 一幅

虎關師鍊は、東福寺の僧、鎌倉時代の末に當り、學問文章を以て一方に雄視した。その著作元亨釋書等は、廣く世に行はれてゐるけれども、筆蹟の傳はつて居るものは甚だ稀である。平生宋の黃庭堅の書風を喜び、之を學んだといはれる。此法語は釋迦牟尼佛が入滅の際、弟子に説いたといふ語を拈提して、禪門の宗義を舉示したものである。

世尊臨入涅槃、自撫紫磨金色身、我若爾等諸人見我、若言滅度非我弟子、若言不滅度非我弟子、

虎關師鍊

朱印

○印文「虎關師鍊」

八 新田義貞證判軍忠狀 一幅

元弘三年五月、新田義貞は北條高時を鎌倉に討たんとして義兵を上野に起し、途中武藏分倍河原に北條泰家の軍を破り、同月十八日鎌倉に攻入つた。市村王石丸代後藤信明は、義貞に従つて戦功を立て、其軍忠を録して義貞の證判を請うたのに對して、義貞が其功を認めて加判したものが本書である。承了の二字と花押とは、義貞の自筆である。鎌倉攻に關する義貞の證判のある軍忠狀の今日に残つて居るのは、極めて稀である。

市村王石丸代後藤彌四郎信明、去五月十一日馳參御方、同十五日於分倍河原御合戦上、依捨身命令

分捕頭壹、則入見參畢、同十八日於前濱一向堂前、依散々責戰、左足股被切破畢然早給御判、爲備後代龜鏡、仍目安如件、

元弘三年六月十四日

〔承了(義貞花押)〕

九 足利義滿自筆書狀 十四通一卷

八

此一卷十四通は、悉く義滿が青蓮院尊道親王に奉つた自筆の消息で、茲に展看した最後の一通は、氏滿專委細蒙仰候、畏入、其間事申奉村法眼候、道義誠恐敬白、

十一月十六日

道

義

とあり、應永六年十一月四日關東管領足利氏滿の卒去に當つて、親王の御弔問に對へ奉つたものである。署名の道義といふは、義滿の法諱で、文中の奉村法眼といふのは、青蓮院の坊官である。義滿の筆蹟は禪僧の影響を受けて、著しく唐様を帯びてゐるのを注目すべきである。

一〇 豊臣秀吉自筆消息 一幅

十一

此消息は、天正十二年九月、秀吉が織田信雄及び徳川家康と、尾張小牧にて對陣中、大坂に在る其室杉原氏に與へたものである。信雄、家康等より人質を出すによつて、近く之と和を講じ、やがて凱陣すべきことを報じたもので、文中に「五もし」とあるのは、婦人の略稱であるが、こゝでは前

田利家の女で、秀吉の養女となつた婦人を指して居るやうである。「八郎」とあるのはその婿となつた宇喜多秀家のこと、また「三助」は信雄、「いこうほうき」は家康の老臣石河伯耆守數正である。宛名の「いわ」は不明であるが、杉原氏の侍女であらう。

返々、やかてくかいちん可申、御心やすく候へく候、なに事も御めにかり、御物かたり可申候、

五もし、八郎かたより、こそて給候、一たんとこにあいまいらせ候まゝ、我等きり候、又三助殿、いゑやす人しち、いこうほうき人しち、いぬ山、なかしまのしろぬし人しち、合五人までいたし候はんよし申候まゝ、はや大かたさしおき申候、

九月六日

ちくせんより

いわ 御返事

一一 豊臣秀吉自筆銅錢渡方切符 一幅

一二

本書は、秀吉が錢百貫文を「たけ」といふ女に渡すべきことを、松浦重政に命じたものである。なほ本書の年紀は、天正三年とあるが、秀吉が朱印を用ひたのは、天正十一年以後のこと、それより以前には、本書の外に全く所見がなく、また桑原羊次郎氏所藏の天正拾貳年十一月十七日附松浦重政宛の秀吉自筆の米穀渡狀その他を参照するに、本書は恐らくは、三の字の上に十の字を脱したもので、天正十三年のものであらう。

く用百貫文、たけかたへわたし可申なり、

天正三年五月十日(十勝カ)朱印

まつら

二 豊臣秀頼自筆七ツ伊呂波 一幅

これは、慶長八年卯月廿三日、秀頼十一歳の時の筆になる七ツ伊呂波の殘闕であつて、現存せる秀頼の筆蹟としては、珍らしいものである。習字帖として手本を忠實に模したものである。

三 徳川家康自筆小物成皆濟狀 一幅

尾州皆濟事

右分小物也相濟也、仍如件、

慶長十六正月吉

石黒善九郎

徳川家康の自筆で、現存するものでは、年貢皆濟狀、金子預狀、請取狀、知行宛行狀等が、多數を占めて居る。これも其一つで、石黒善九郎某に與へた尾張の小物成皆濟の請取狀である。善九郎は詳かでないが、尾張の代官かと思はれる。

一四 徳川家康自筆年貢皆濟狀 一幅

江州皆濟事

右卯より酉まで七年皆濟也、仍如件、

慶長拾六い二月廿八日

猪太郎左衛門尉

本書は、前文書と同様に、近江野洲郡の代官猪飼太郎左衛門尉光治に與へたもので、慶長八年より同十四年まで、七年間の年貢皆濟の請取狀である。なほ古今消息集その他によれば、同日附で、大和、伊勢、丹波の年貢皆濟狀が出されたことが見えてゐる。また本書には、左の酒井重勝の添狀があつて、家康の自筆たることは、全く疑なきものである。

尙々、よき時京へ參、御皆濟之取進之候、何事も目出度、重而可申達候、かしく、

懇以使札申候、昨日出京申候處に、去二日に吉日と被仰、御皆濟御代官衆出申候而、伊州御肝煎を以、卯方申方之御皆濟、御自筆にて出申候間、早々進候、伊州へ被成御座、御禮とも被仰尤候、昨日可進候へとも、夜中に罷歸候間只今申候、何時も御自筆には御墨印者無御座候、恐惶謹言、

卯月三日

猪太郎左様 參人々

重(花押)

一五 石川丈山自筆書狀 一幅

本書狀は、石川丈山が、安藝廣島城主淺野長晟の侍醫黒川壽閑の來翰に答へて、壽閑の眼病を問ひ、自らは老病に悩んで居ることを報じたものである。壽閑の歿したのは、萬治三年であつて、壽閑の子道祐の江戸に居たのは、鷲峯文集に、承應三年と見えてゐるから、本書は、承應三年、丈山七十二歳の時のものと思はれる。なほ文中に仙木とあるのは、丈山の侍童平井敬齋であつて、舊君は長晟の子光晟、永日州は永井日向守直清、友元は人見竹洞、林子兄弟は林鷲峯、同讀耕齋である。宛名の下に「之」とあるのは、丈山の名重之の一字であらう。

尙々、永日州在京之由申候間、定而細々御出合候はんと令察候、久々不出臥内、養生申候へ共、日々に惡寒出沒、迷惑申候、爰元は于今寒氣難消故、本復不申候、向炎熱候は、七夕之時分は、いかなれ能候半かとは存候、萬々期面對候、以上、

仙木方迄之御書中具拜見、殊鹽魚淹鱗一籃惠投、芳意難謝候、御目痾未被得清快之由、令勞想像候、眼力者、一身之日月ニ而候間、無御油斷御保養專要に候、老夫自去六日、爲風邪所冒、熱氣者相退候得共、餘疾未得良効、帳内に令平臥、氣之毒に存候、隨而舊君七夕時分御上着候半由、就其御供可被成由、御尤に存候、拙恙本復申候は、伏見まで罷出度存候得共、老病難計候間、又僞之様に罷成候まゝ、然諸難成存候、道祐丈者、定而可爲在江戸と令察候、其内御報可進候間、傳達所希候、將亦友元事、林子自兄弟、禮謝くれ、被申越候、御下向前氣宇清快、道路穩清之時分、不圖來訪相期候、艸々不宣、

已上

壽閑様 回章

丈山 之

一六 大石良雄自筆書狀 一幅

この書狀は、良雄が播磨赤穂から其従弟石清水八幡宮寺社僧大西坊覺運等に充て、赤穂浪人の隠棲の爲めに、山城の山崎・山科・伏見か、近江の天津邊に於いて、適當なる場所の心當りを通知してくれと依頼したものである。後に良雄が山科に隠棲したのも、大西坊等の周旋によつたものであらう。元祿十四年三月十四日江戸城中に於ける淺野長矩の刃傷事件により、淺野家は城地沒收の處分に遇ひ、四月十九日に赤穂城を明渡したのであるが、江戸の急變が赤穂に達するや、家中は混亂に陥り、幕府の處分に對して論議紛々たる状態であつた。然るに良雄は獨り胸中期するところがあつたものゝ如く、この書狀の日附の三月二十四日の頃には、未だ江戸よりの詳細なる情報は達してゐなかつたに拘らず、夙に城明渡後に於ける身の振り方を考慮してゐたのであつて、頗る興味深いものがある。

尙々、いそぎ一紙申入候、以上、

一筆令啓上候、爰元之義可爲御承知、不慮之儀無是非次第、我等家中一同之心底、御察可被下候、何方へも片付可申了簡に候へ共、いつくへ罷越可申心當曾而無之、及難儀候、就夫其邊山崎邊之御山ふもとなどに、然可かゝみ所も在之候て、上下十四五人もしやがみ申度候、上方之義不案内に在之候、浪人など住所にあしきも難計候ても、山科邊、ふしみか大津か、先心あてによろしか

るへき所、了簡御申越可給候、恐々謹言、

大内藏介

(花押)

三月廿四日

太西坊

正之坊

専成坊

一七 六波羅探題禁制 一枚

この禁制は、六波羅北方常盤範貞・同南方大佛維貞の連署を以て、備前金山寺に下し、守護地頭以下の同寺四至内に狼藉するを禁止する爲めに掲げしめたものである。禁制は料紙に書いたものを下し、之を受けた社寺にて更に木札に寫して所要の場所に掲げることもあり、又この禁制の如く始めより正文として受けて直に之を掲げるものがあつた。料紙に書いた禁制は多數残つてゐるけれども、正文にせよ寫にせよ、木札の残るもの、特に室町時代以前のもは極めて少く、この禁制以前のもの即ち鎌倉時代のものに至つては、僅に河内玉祖神社所藏文治元年北條時政の禁制(國寶)と舊宇佐八幡宮社人益永家所藏の承久三年六波羅の禁制とがあるのみである。而もこの禁制は、大きさに於ては中世の制札中最も大きい。法制史或は古文書研究資料として實に逸品といふべきものである。
禁制 備前國金山觀音寺

可令早停止寺領四至内武士并甲乙人狩獵狼藉事、

右、當寺者、爲將軍家御祈禱所、關東、六波羅代々被下御下知、被止守護地頭亂入狼藉畢、而近年甲乙人等、動乘馬横行寺中、放鷹狩獵領内、或塞路次妨往反、或伐樹竹發鬪諍、因茲寺院不靜、行法退轉云々、太不可然、於自今以後者、固可從停止也、若有猶違犯之輩者、可注申交名之狀如件、
元亨三年二月十三日

左近將監平朝臣(花押)

陸奥守平朝臣(花押)

(右裏)

奉行人

宗像郡人道眞性
清書四郎

一八 五臣集注文選 一卷

公爵 三條公輝氏寄託

本書は、首闕尾爛し、中間も亦缺けて居り、題も失せて居るが、「於獄上書自明」の中間から「爲鄭沖勸晉王賤」の中間に至る五臣注文選の古鈔本である。五臣は呂延濟・劉良・張銑・呂向・李周翰で、その注本は唐の開元六年に上進したものである。然るに宋代に李善注と合して六臣注が刻されたから、原形態五臣注本は傳を失したらしいが、此本は割裂混淆を経ざる五臣注本の原形態を示すものである。而も書跡楷好、平安朝時代中期を下らざるべく、唐諱「民」「太宗」・「且」「睿宗」・「基」「玄

宗)等の闕筆を存して居る。六臣本に「五臣本作某」の校異があるけれども、その據つた五臣本が偶々誤つてゐたものもあるが、此本と對照して訂すことが出来る。且ヲト點・假名・校正等に講學の迹を存し、假名字體等に關しても注意すべきものがある。なほ又紙背は具平親王の「弘決外典鈔卷第一」で、首を闕いては居るが、中間缺逸無く、これ亦平安朝時代を下らざる古鈔本である。

一九 南无阿彌陀佛作善集 一卷

本書は、南無阿彌陀佛即ち俊乘房重源が、東大寺以下諸寺の造營、造佛を始め、道橋の修理等に至るまで、その善根の數々を書き列ねたもので、本文中に「於行年六十一、蒙東大寺造營勅定、至當年八十三、成廿三年」と見えて居ることから、東大寺造營の勅詔を拜した養和元年から二十三年目の建仁三年に書かれたものなることが知られる。題名「南无阿彌陀佛作善集」は後人の筆である。本書は重源の事業を徴すべき資料なると共に、鎌倉時代初期の佛教史・美術史上の貴重な資料である。

二〇 拾芥抄 一卷

本書は、今は卷子となつてゐるが、元は袋綴であつた。前後を佚して、第八十「八省圖」より第九十二「命木」に至る十三項を存するのみであるが、之を前田侯爵家所藏古寫本及び流布本と比較するに、項目の排列及び内容に異同少からず、特に始めの「内裏焼亡年々」の如きは、他の諸本に全く見えない。その書寫の年代は、裏面の詩歌懷紙の筆者及び書風等より推すに、南北朝時代を下ら

ざるべく、現存拾芥抄中の最古の寫本として、且つその一異本として、貴重なるものである。

二一 花山院長親自筆參宮紀行 一冊

本書は、耕雲山人明魏即ち花山院長親が應永二十五年九月將軍足利義持に従つて參宮した時の道の記で、翌二十六年の春に成つたものである。奥書に

應永廿六年春書之

耕雲山人(花押)

とある。夙く耕雲紀行といつて世に行はれてはゐるが、流布廣くはなく、殊に本書は其の自筆で、七十歳を超えた晩年の蒼古なる筆蹟を味ふべきである。

二二 攝家系圖 一卷

本書は、興福寺大乘院門跡尋尊の書寫にかゝるもので、その内容并に紙背文書に依つて、尋尊が寛正六年に書寫し、その後文明十三年頃までに隨時加筆したものと見える。當時の五攝家の世系を知るに便利である。特に尋尊の生家一條家に就いては精細を極めて居る。因に尋尊は當時碩學の譽高かつた關白一條兼良の子で、永享二年八月七日を以て生れ、十一歳にして大乘院に入り、經覺に ついで門主となり、屢々興福寺別當に補せられ、永正五年五月二日七十九歳を以て入寂した。

第三室

二二 倭寇圖卷 一卷

本圖は舊題「明仇十洲臺灣奏凱圖」とあり、臺灣奏凱とは後人の妄りに題したものである。又仇英筆とするのも當らない。蓋し明末に於ける倭寇掠略の状を、當時彼國人の描いたものであらう。その描くところは、明兵及び人民の服装、武器等は概ね寫生であらうが、邦人の被服、刀槍、旌旗、船舶の如きは、半ば想像に成れるものやうである。然し倭寇史料として稀觀の逸品たるを失はない。

二四 明國劄付 一幅

これは明の神宗の萬曆二十三年二月、即ち我が文祿四年二月、神宗が前田玄以に都督僉事の官職を授けた際の辭令書である。萬曆貳拾參年貳月の下に在る「初四」の二字、及び劄付の下に在る「可」の一字が神宗の御畫である。文祿役が起つて戦況が明軍に不利であるのを見て、明の兵部尙書石星は、日本通を以て自任してゐた遊客沈惟敬を重用して、之を朝鮮に遣はし、小西行長等と會して和

を計らしめた。その結果齎した惟敬の復命を信用し、まづ秀吉にはかの有名な日本國王の冊封を授け、ついでその麾下の諸將にも夫々明の官職を授けた。これは即ちその一つである。

兵部爲欽奉

聖諭、事照得傾、因關白具表乞封、

皇上嘉其恭順、特准封爲日本國王、已足以遠慰內附之誠、永堅外藩之願矣、但關白既受

皇上錫封、則行長諸人即爲

天朝臣子、似應酌議量、授官職、令彼共戴

天恩、永爲臣屬、恭候

命下將豐臣玄以、授都督僉事官職、以示獎勵擬合給劄、爲此合劄本官、遵照劄內事理、永堅恭順、輔導國王、恪遵

天朝約束、不得別有他求、不得再犯朝鮮、不得擾掠沿海、各保富貴、共享太平、一有背違

王章、不宥須至劄付者、

右劄付都督僉事豐臣玄以准此

萬曆貳拾參年貳月

初四日給

(劄付) 可

二五 朝鮮僧松雲書 一幅

これは明の神宗の萬曆二十五年三月、即ち我が慶長二年三月、朝鮮江原道金剛山の僧松雲が、朝鮮

在陣の加藤清正に宛て、我が國から朝鮮國に要求した媾和條件に對し、十一箇條に亙つて辯駁したものである。松雲は策士であり、また口舌に巧みであつた所から、文祿役にも明軍の依囑によつて、我が軍の先鋒清正の陣營に來り、軍狀を探り、且、清正より提示した我が和平條件を聽き、屢々交渉を重ねて之を反駁したのであつた。ついで慶長の役が起ると、清正は同三年正月蔚山役後、また松雲と會して議するところがあつた。即ち清正は、我が軍は征明の爲に路を朝鮮に借りたが、朝鮮は宜しくまづ歸服すべきである。また我が國は先の文祿役に於いて生擒つた朝鮮國の王子を放還したのであるから、國王は親しく日本に來つて之を謝し、朝鮮八道の内四道を割讓すべきであるなどの條件を主張した。これに對して松雲はまたその不條理なるを論じ、且、我が軍の先鋒小西行長、明の媾和使沈惟敬等が内外を欺罔した事情を陳べて、朝鮮國の立場を明かにしたものである。

- 一 庚寅歲送使於日本者、只是交隣通信相好而已矣、非叛服也、
- 一 此時對馬島守與行長所奏僞也、欺罔日本及我朝鮮、非實語也、
- 一 我國有君臣父子、而後爲屬大明之國、君臣義定、誠心事大、雖天地覆墜而不易也、何可與日本借道而同伐大明也、是臣叛君、子叛父、天地之間寧有是理乎、寧可百死也、不願聞此等語也、
- 一 對馬守與行長何得以借道事進告于我國也、雖有此等傳語、我國只可伏死而已矣、豈可得听從也、是以萬不聞此等語也、
- 一 六年前日本軍兵渡海之初、逢城即毀、見人即殺、何暇通借路之說、何暇論從不從殺不殺也、行長等報太閤之說、是亦大欺罔日本也、
- 一 五年前日本軍兵出京城之時、王子放還、則國王親渡海致謝之說、實出於何人之口也、割朝鮮地屬日本之說、又出於何人之口也、出於沈翁耶、起於行長耶、日本雖擒百王子而不還、豈國王

渡海致謝之理也、大上官才智出人、豈不知不可義不義成不成也、而妄爲之哉、知不可成而強爲之、則架竹而打天、敲空而覓響、其可得乎、作此說而報太閤者、欺罔日本、欺罔大明、欺罔朝鮮、欺罔三國而其庸誰容身於天地之間耶、是人則欺罔天地鬼神矣、欺人猶且不堪、況欺天欺神乎、此必誤國之臣也、不可說不可說、我國則曾未聞此等語也、又不見此等人也、大抵做事之人則相與論議、義合則成、不合則不成、豈有此等難做底無義事也、吾將此意報告朝廷、則必付掌也耳、又何言哉、

- 一 王子渡海事、勢似不難而義則不可也、何也、以王子一身論之、則宜渡海而伸禮於太閤之前、以宗社論之、則不可以王子送禮於君父讐之家、明知決不可送也、況我國王子非天子之命則入觀天朝、猶且不爲其能渡海而見讐家之面目耶、然謀在於人而成在於天也、不可言天而不謀也、大上官則宜謀之、而我國則斷之以義也、余飯而先與沈老喻入慶州之意、又告朝廷而取稟听命令之如何而還報是料、但此意不使外人知之、行長之徒欲聞上官與我等論議之事、窺听者紛紜更須慎之、我亦勉力圖之大計、
- 一 答應問書二件一樣

- 義不義不可已陳前書、吾何與你的強分指馬也、只待天下之公論耳、復何言哉、雖然我當勉力謀之、
- 一 我與上官所論事、成立則渡海何難也、
- 一 上京而事之成不成之消息則先下送于蔣啓仁、使之傳通我則待事勢有光、然後下來矣、
- 一 亦未可期也、隨時善處爲料、

皇明萬曆二十五年三月二十一日

朝鮮北海松雲(花押)

此十一件清正可告諸日本、

二六 海東諸國記 一冊

本書は朝鮮成宗の二年、即ちわが文明三年に、領議政申叔舟が王命に依つて撰進したもので、海東諸國とは我が本州、壹岐、對馬及び琉球等をさし、卷頭に之等諸國の地圖を載せ、次に國情を敘し、交聘應接の沿革等を記し、隣交の概要を明かにして居る。而して卷頭の圖中、熊川齊浦之圖、東萊富山浦之圖、蔚山鹽浦之圖の三葉、並に卷末に附録してある崑山殿副官人良心曹饋餉日呈書契及び琉球國情の記事は、後代の添加にかゝるものである。なほ本書の古刊本は極めて稀觀で、世に知られたものは僅に四部、本書はその一である。卷首に養安院藏書の朱印が捺してあり、もと曲直瀬道三の舊藏であつて、征韓の役に際して、彼地より將來したものといはれてゐる。

二七 國朝征討録 一冊

本書は朝鮮の外國征討の大なるもの凡そ七を擧げ、各年の日記に據つて編纂したものである。即ち七度の征討とは征對馬島、征婆猪江、征建州衛、征建州衛、征尼麻車、征西北虜寇、征三浦叛倭をいふのである。應永二十六年即ち朝鮮世宗元年の對馬への來寇は、我が方の史料甚だ乏しいが、本書は其の事を記すや甚だ詳悉で、此の對手方の記録によつて其の経緯を知る事が出来る。本書も亦海東諸國記と同じく、卷首に養安院藏書の朱印が捺してあり、道三の將來本といはれてゐる。

二八 ペルリ自署書翰 一通

米國東印度艦隊司令長官海軍代將ペルリは、同國政府の命を受けて、幕府に和親通商を求めんが爲め來朝の途次、一八五三年六月十四日(嘉永六年五月八日)パール島(Peel Island)ロイド港(Port Lloyd)即ち今日の小笠原諸島父島二見港に寄港し、同十八日迄碇泊した。ペルリは、その出發に際し、本國政府より日本近海に於ける無人島の一に、貯炭所を設置するの權を獲得すべしとの訓令を受けて居たので、貯炭所用地として二見港灣内の土地を、同島に移住せる米國人で移民の代表者たるナサニエル・サヴォリ(Nathaniel Savory)より購入し、その管理を同人に委任した。この書翰は、その際サヴォリに與へた委任狀で、一八五三年六月十五日付、文意は「本日貴下より購入せる土地の管理を貴下に委任し、樹木の伐採又はその地域内へ濫に立入るを禁じ、犯せる者は法を以て處罰すべし」と言ふのである。M. C. Perryの文字は、ペリの自署である。

二九 米國海軍大佐アボット書翰 一通

ジョエル・アボット(Joel Abbot)は、ペルリ麾下の東印度艦隊所屬の軍艦マセドニアン號(Macedonian)の艦長兼同艦隊次席指揮官で、ペルリ退職後之に代つた人である。ペルリは神奈川條約調印後、マセドニアン號を小笠原島に派遣したが、その二見港に到着したのは一八五四年四月二十日(安政元年三月二十三日)で、同二十八日(四月二日)迄こゝに滯泊して居た。この書翰は、アボット

トが出帆に際し、サヴォリ(彼は前年八月以來、同島移民が組織したピール島殖民政府の長官であつた)に宛てたもので、ジョン・スミス(John Smith)に委託して置いた銃をジョージ・ホートン(George Horton)に手交せんことを請うたものである。スミスは軍艦サスケハンナ號(Susquehanna) 乗組の水兵で、前年六月、ペルリ寄港の際、サヴォリの補助たらしめんが爲め、上陸せしめたもの、ホートンは、軍艦プリマス號(Plymouth) 乗組の水兵で、前年十月、同艦がペルリの命を受けて、小笠原島に赴いた際上陸し、以來同地に滞在して居たものである。

三〇〇 ペルリ渡來圖等張交屏風 六曲半双

この屏風は、安政元年、米國東印度艦隊司令長官ペルリが、横濱に渡來した折寫生した圖等を張交ぜたものである。上段向つて右より第一圖、第三圖、第四圖は、何れもペルリ麾下の東印度艦隊所屬の諸艦、第二圖は幕府が最初に洋式に模して製造した軍艦鳳凰丸で、安政元年浦賀で建造したものである。中段はペルリの幕府へ贈呈した小型機關車、傳信機、上陸の際用ひた米國海軍の軍樂器、并に大砲等の圖で、左端の書は、米國艦隊に乗組んで居た清國人羅森及び向喬の筆、又右より第二圖は、司令長官ペルリ、司令長官參謀長海軍中佐アダムス(Adams) 首席通譯官ウイリアムス(Williams) 司令長官書記(蘭語通譯)ポートマン(Portman) ヲセドニアン 艦長海軍大佐アボット(Abbott) 司令長官秘書ペルリ(司令長官ペルリの姪、圖にその子とあるは誤)等の肖像である。下段向つて右より第一圖は、横濱應接所前で、米國人が小型機關車の運轉をして見せた所の繪圖、第二圖は、ペルリが日本人をポーハタン艦上に招待した際、米國水兵が、餘興に黒人に假装して舞踏をやつて居る

光景、次は米國海軍將兵の風俗、アダムスが神奈川條約批准書交換の爲め、下田に滞在中、一行中の婦女子等が買物に上陸して居る圖、米國軍樂隊の圖、ペルリ横濱渡來の際、米國水兵が上陸訓練の圖并に一行の所持品等を張交ぜたものである。

三一〇 ペルリ渡來寫生帖 一帖

この圖は前項張交屏風と同じ系統の寫生圖で、圖には多少の出入もあるが、又全く同一のものもあり、何れも現場に就いて寫生した草稿であるらしく、恐らく世上に多く傳へられてゐる此の種寫生圖の源となつたものであらう。帖末には支那人、露西亞人の寫生圖及び支那船の古圖の寫も貼込まれてゐる。

三二〇 賴山陽自筆草稿 一卷

この一巻の草稿は、賴山陽がその門弟關藤藤陰に與へたものを藤陰が裝横したもので、書楠公碑本後、書朱舜水楠公碑陰贊後、笠置山觀、讀古文尙書、南北朝論、喜小竹來問疾等六編が收めてあり、奥に篠崎小竹の跋がある。こゝに示した所はその中の南北朝論である、山陽は天保三年六月十二日、日本政記の著述に専念中、突然咯血し、其の後、之を繰返すこと數度、病勢は次第に昂進した。たまたま九月九日、猪飼敬所が山陽を病床に訪ねた時、南北朝正閏論が話題となり、敬所は山陽の南朝正統論を批評し、山陽は之を反駁したが、病苦の爲十分意を盡すを得ず、十二日の夜、咳嗽に苦

しめられて眠られぬまゝに腹案を立て、翌日此の一篇を草したのである。山陽の死去は同月二十三日であるから、實にその十日前の執筆である。尙此の論文は日本政記の中に收めてある。

三三 平野國臣自筆書狀 一通

筑前志士の領袖平野國臣が、文久二年の春肥後に赴き、阿蘇郡黒川村に足を留めた際、舊知熊本^(一)の儒者木下犀潭に贈つたもの。久澗を敘するに過ぎないけれども、尊攘を説いて肥後藩の奮起を促せるあたり、其志を知ることが出来る。この時國臣は久留米の志士眞木保臣等と擧兵討幕を企てゝるたから、その肥後行もまた恐らくは阿蘇大宮司惟治を説く爲に出かけたのであらう。

戊午自叩芳門以降、出京入薩、有故壞產離國、譬猶彼舟周流四方、毀瓦畫墁、或爲幕吏所探、或爲舊府見追、避于海、潛于山、變姓名、革形容、千辛萬苦、五年于茲、幸肉白骨、可謂奇偶矣、蓋聞、古來英雄皆有此行、豈獨痛之乎、以故不得再遊於菊潭也、夫方今天下之形勢、黠虜通于外、大姦滔于内、辟猶人體釀癰疽之幾、其殆固勿論耳、有志者誰不扼腕憤激乎、雖然如予軀軻亡賴、智略不如亮望肺腑、游說不及蘇張舌頭、是以未成一髮、惟存匪石之慷慨心一片而已矣、如先生博識多才、何不有明謀良略乎、願爲天下、發滿腹之秘策、以宜計尊王攘夷矣、如貴地、古來勤王之傑所出、餘烈今尙應存、不待文王之士亦必多與、先生爲之鞭策而鼓動焉、今日是何日、黒川之浴中、偶然得逢于城右之兩翁、執巾要精、摩面及昔日之談、且互先生之言、城野氏曰、爲先生何不贈一語、予辭曰、未知詩、國風亦不能畫其情、雖固不得作文、欲驗短楮、以陳積懷、且防老翁之責耳、先生宜洞察焉、幸甚。

平野國臣

呈

木下先生足下

第四室 (近藤守重遺品)

三四 外國書翰模寫本 一卷

この一卷十六通の文書は奥書に

右、外國書翰若干通、長崎鎮府所藏及予嘗所傳寫、今合而作卷、以備他日翰軒之一考云、

寛政九年丁巳夏六月

近藤守重

朱印 ○印文「近藤守重藏」

朱印 ○印文「字日重藏」

とある如く、寛政九年六月、近藤守重が長崎奉行所所藏の外國書翰の寫と、自ら嘗て傳寫する所のそれとを合せて一卷としたもので、一二を除くの外は何れも外蕃書翰、外蕃通書、續善隣國寶記、通航一覽等に收められて居るが、此の一卷は努めて原形を模したものの如く、その原本の倂を摹寫

せしむるものがあり、上記の諸書所載のものと字句の異同を比較することが出来、わが國外國交通史料として尊重するに足るものである。守重は寛政七年六月五日長崎奉行手附出役となり、同九年十二月二十一日支配勘定に轉じた。この一巻の装横の成つたのは彼の轉任に先づ半年である。その奉行所所藏のものを寫したのも彼の長崎在勤中であると信ぜられる。是等の文書の大部分が彼の著外蕃通書の貴重な資料となつたことはこゝに更めて言ふまでもない。

三五 バッテイラの圖 一巻

寛政七年守重が長崎在勤中、和蘭のバッテイラに乘用して、その堅牢なるを知り、我が國に於てもこれを模することの必要を感じ、その参考の爲に圖録せるもの、恐らくは自ら畫くところであらう。

三六 蝦夷來由記 一冊

守重が蝦夷の傳説并に風俗習慣等を自ら畫きて説明を加へたもの。守重は寛政十年はじめて蝦夷地御用取扱を命ぜられてから後、文化四年に至るまで十年間、蝦夷千島の探検開拓の爲に盡した功績は、頗る大なるものがあつた。この圖はその際の實地見聞に基くものであらう。

三七 蝦夷風景圖 一巻

東蝦夷地のシヤマニ并に西蝦夷地の一部及び國後島の風景を實寫したもの。守重がその見取圖に據つて繪師に畫かしめたものであらう。

三八 西蝦夷地分間 一冊

守重が備用せる天明六年作成の西蝦夷地に關する雜記であつて、第一項には、松前地方各部落の戸口、物産、松前からの里程、第二項には所謂蝦夷地に於ける各場所の直領と知行所、并に運上屋、請負人、請負金、戸口、物産、第三項には海岸地方即ち西蝦夷地の地圖を載せ、ほどその概觀が窺はれる。天明六年は、幕府がはじめて蝦夷地の調査に着手した時であつた。殊に米の出來ない松前では、場所の収入が唯一の財源である。本書は詳に各場所の請負人請負金などを記してあるから、これによつて松前藩の經濟状態を知ることが出来る。奥書に「寛政戊午三月近藤守重」とあるが、寛政戊午即ち寛政十年は、守重がはじめて蝦夷地御用を命ぜられた時で、本書は恐らく守重がその時の參考資料として蒐集したもの一つであらう。

三九 蝦夷風俗圖 一冊

守重が文化元年に著した邊要分界圖考卷三哈刺土(樺太)考挿入圖版の下繪である。圖考と比較するに、同じ圖版で、書き方の違つた所がある。幾度か修正したのであらう。邊要分界圖考は、地方問題に深憂を抱いて居た守重が、特に心を用ひて考證した樺太、千島、滿洲、露西亞地方の地誌である。

四〇 惠登呂府會所日記 一冊

惠登呂府は、千島列島の内の擇捉島である。寛政十一年、幕府、東蝦夷地を松前氏から上知せしめ、はじめて蝦夷千島を経営開拓することとなつたが、守重は、是より先既に幕命を奉じ、國後、擇捉を探検して、各地に我が國の屬島たる旨を記せる標柱を建てたが、是に至り再び命を奉じて擇捉の開發に任じた。守重即ち高田屋嘉兵衛の手船辰悦丸に乗り、寛政十二年擇捉に至り、漁場十七箇所を開き、會所をも設けた。この日記はその時のもので、前半は別筆であるが、後半は守重の自筆である。土人の撫育、戸口の増殖、農産物の播種、漁業の開發等、成績の見るべきものが多い。高田屋嘉兵衛の活躍も、本書の各所に散見してゐる。

四一 惠登呂府村々人別帳 一冊

寛政十二年幕府がはじめて擇捉の經營に着手した時に作製した土人の人別帳である。總人口は千八百人であつた。この時幕府では、土人に日本語を教へ、日本の風俗習慣に倣はしめるなど、その同化に努めてゐる。本書人名の上に何日改俗、また人名の傍にその日本名を朱書したのは、我が國俗に化した土人である。その内から乙名即ち酋長を選任した。その任命の事も各所に見えてゐる。

四二 東蝦夷地東山近藤重藏宿所標柱拓本 一幅

東山は東蝦夷地の繪鞆灣にある山名で、守重の命名にかゝる。守重は寛政十年蝦夷地探検の際ここに宿つた。此の標柱は恐くはその時に建てたものであらう。

四三 東蝦夷地新道勝示拓本 一幅

寛政十年守重が國後、擇捉の探検を終り、厚岸を経て歸途に就いた際、十勝場所留邊志別より鰹田貫に至る海岸の險路を開鑿した時、路傍に建てた勝示である。由來蝦夷地は、海岸に沿うて通行するので、巖石の險、波濤の憂など容易ならざる困難がある。就中十勝の海岸美朗から幌泉に達する間は最も險惡であつた。守重これを憂へ、難中の難といはれるトモチクシ、ヒンナイ等を中心として開鑿工事を起し、漸く開通した。蝦夷地に於ける道路開鑿の嚆矢である。守重即ちこの旨を勝示して、なほ旅人の助力を求めた。「此後往來の者、一枝の木、一本の葦なりとも切りすかし、永く往來のためを心懸へきものなり」と記してあるので、守重の精神が窺はれる。トモチクシもヒンナイも襟裳岬北方海岸の地名である。

四四 厚岸明神神額拓本 一幅

寛政十年幕府は始めて蝦夷地開拓の議を定め、有司を派遣した。守重また命を受けて、東蝦夷地を巡視して、國後、擇捉に赴き、九月厚岸に歸り、約一ヶ月滞在の際、厚岸明神社を創建した。この額はその時のものである。守重に隨行せる常陸の人木村謙次の手になる。謙次はその頃下野源助と假稱してゐた。

四五 右文故事稿本 九冊

守重の著右文故事は、守重が書物奉行在職中、徳川幕府開始以後に於ける文事を顯彰しようとして編述したもので、「御本日記附注」三冊、「御本日記續録」三冊、「御寫本譜」二冊、「御代々文事表」五冊、「御代々御詩歌」二冊、「慶長勅版考」一冊、「附録」五冊、「餘録」四冊の八部二十五冊から成つて居る。此の稿本は右の中

- 一 草稿本 二冊
- イ 御本日記附注 上、中、下 一冊
- ロ 御本日記續録 中 一冊
- 二 清書本 七冊
- イ 御本日記附注 上、中、下 三冊
- ロ 御本日記續録 上、下 二冊
- ハ 御寫本譜 上 一冊
- ニ 御代々文事表 二 一冊

の九冊である。草稿本中御本日記附注は、板心に「好書故事 卷 正齋」とある半紙判の罫紙に記したものであつて、諸所に切貼、張紙、朱墨の書入があり、著者の苦心の跡を見るに足るものである。下巻の終りに「文化十二年乙亥四月十七日近藤守重謹識」の識語がある。御本日記續録中は美濃紙に記し、僅少の張紙がある。終に「文化十三年丙子四月二十日近藤重藏藤原守重謹識」の識語がある。清書本中御本日記附注は板心に「右文故事 卷 正齋」とある大判の罫紙に記して居り、卷中、卷下は共に落簡があり、卷下の終りに「文化十二年乙亥四月十七日近藤守重識」の識語がある。御本日記續録上、下は共に美濃判の板心に「右文故事 卷 正齋」とある用紙に記し、上巻は表紙及び題簽を附し體裁の整つたものである。御寫本譜、御代々文事表も共に御本日記續録と同様の用紙に記してある。

四六 好書故事稿本 二十六冊

好書故事は、守重が家康以來徳川氏好書の事蹟を、講筵、學校、撰集、書籍の四項に分つて撰述したもので、元來八十五卷を數へたのであるが、今はその大部分を逸失して居り、此の稿本も亦草稿本九冊、清書本十七冊其の他散葉五綴を存するのみである。草稿本は半紙判のもの（目録、卷一、卷二、卷七十九、卷八十、卷八十一）と、美濃判のもの（卷四十二、卷四十三、卷五十八、卷八十三、卷八十四）の二つに分れて居る。半紙判のものは、板心に「搜錦閣」と刻した罫紙に認めたものが多く、板心に「好書故事、卷、正齋」と記したのも、卷二に若干葉ある。美濃判のものは板心に「右文故事 卷 正齋」と刻した用紙に認めたものが多く、各冊とも張紙、朱墨の書入がある。

この中卷八十蘭書の部は流布本中に佚したものであつて、本邦洋學の起源をなす書目を細敘してゐるのは特に注意すべきことである。清書本は、何れも板心に「右文故事 卷 正齋」と刻した美濃判の用紙に記したものであつて、卷七十四、卷七十五、卷七十六、卷七十七は共に重複してゐる。

四七 正齋書籍考稿本 十五冊

附 同著手澤刊本 二冊

本書は著者守重が其の巻首に「此書目は予が平生親観徵聞する所の日本現在唐本日録なり」と記してゐるのに依つて、其の性質を明にする事が出来るが、未だ其の全部の功を畢へず、僅に巻首及び經史の二部の稿が成つたのみで、而も史部は未定稿の如く、板行してゐない。此の稿本にも史部は僅に一冊あるのみで、近藤正齋全集に收めてあるものと對照するに、異同が尠くない。稿本は板心に「正齋書籍考」とある小型の罫紙に記してあるが、「搜錦閣」或は「青藜閣」といふ板心のある半紙版の罫紙に認めたものも數冊ある。刊本は大坂前川文榮堂・河内屋源七郎の藏版にかゝり、守重が大坂弓奉行を免ぜられた翌文政五年十一月に官許を受け、同六年正月に刊行したもので、こゝに出陳したものには「近藤藏書」の朱印が押してあり、守重の手澤本である。

四八 古川辰自筆書狀 一通

守重が寛政七年長崎奉行手附出役として九州に下つた時に、備中吉備郡新本村の人古松軒古川辰と

會談したのであつたが、その翌々年の夏の歸府の折には、偶々古松軒が他行してゐたために面晤することを得なかつた。古松軒はその事を深く遺憾として、土産の禮を述べると共に、縷々數千言を列ねて衷情を披瀝したのがこの長牘である。内容には前長崎奉行中川飛騨守忠英のこと、自著西行雜記のこと、菅晋帥その他の知己の人々のこと、少壯時奈良で得た鎮石贈呈のことより、餘生をなほも地理の研鑽に努むべきことなどに及んでゐる。古松軒はこの時年すでに七十二歳であるが、強健壯者をも凌ぐ概のあつたことがこの書を通して窺はれる。書中の西行雜記は西遊雜記の初名である。

四九 大田覃自筆書狀 一通

この書狀は寛政元年七月十四日大田南畝から守重に藤波記、古今役者物語などの書を貸すに當つて添へたものである。藤波記は飯塚正重の著、明暦元年江戸から中仙道を経て大坂に到るまでを敘した紀行である。去々年歸路に校合したといつてゐるのは、享和二年にその出張してゐた大坂から歸府した時のことをいふのであらう。古今役者物語は延寶六年に刊行せられた菱川師宣の繪本で、歌舞妓の繁榮の様が描かれてゐる。それと校合したといふ瀬名本は、幕臣瀬名源五郎貞雄の藏本を指す。この書は傳本が極めて乏しい。外に出てゐるとしてゐるそのる物語は三浦淨心の著述で、寫本を以て行はれてゐた。

五〇 林衡自筆書狀 一通

守重は林述齋の庇護を受くるところが多かつたらしく、現に述齋の守重宛書狀が多数に傳へられて居り、その内には守重を訓戒したものなどもある。これは文化五年から文政二年まで、守重の御書物奉行在職中のものらしく、守重から見せた大永年間に醵刻した明熊宗之著醫書大全と元祿十五年に版になつた幸島宗意著和板書籍考との二部を購入すべき旨を述べ、なほ袖書に正寶錄の廻送をも希望してゐる。正寶錄は正保より寶永へかけての文書を輯めたものである。

五一 佐藤坦自筆書狀 一通

この書狀は守重が文會を催さうとして、その都合を佐藤一齋に問合せたのに對する返書で、身邊の多忙なことを告げて、己よりも杉本氏、市野氏等の都合に依つて時日を定めて貰ひたい希望を述べてゐる。杉本は良、字仲温、號樗園、市野は光彦、字俊卿、號迷庵であらう。共に一齋と親善であつた人である。

五二 谷文晁自筆書狀 一通

谷文晁が守重の囑を受けてその甲冑を着けた像を描いたことは守重の傳に見えてゐるが、この書狀は右畫像の督促を受けたのに對する返書で、守重はその像の容易に成らなかつたところから、都合で他へ依頼しようとも考へてゐたらしい。鹿圖卷返上云々といふのは、守重の編著鹿角圖譜が文晁の許へ來てゐたのであらう。

五三 最上常矩自筆蝦夷草紙 二冊

本書は、最上徳内常矩が天明五六年蝦夷地に於ける見聞を隨筆體に敘したもので、すべて三卷あり、蝦夷地に關する述作中最も見るべきものの一である。本書は常矩から直接守重に贈つたものといはれてをり、その上册(卷一二)は實に常矩の自ら書するところである。

五四 最上常矩自筆貨鑑 一冊

本書は、常矩の編んだ外國貨幣の小圖録で、表紙本文共に二十二葉あり、すべて常矩の自筆に係る。また常矩より守重に贈つたものであらう。第十九丁の裏に「最上徳内常矩」の自署がある。表紙の「甌岳」は常矩の號、「子員」はその字である。本書は他に複本の存することを聞かない。

第五室 (宸翰)

五五 花園天皇宸筆御記 一卷



此の宸記は、應長元年十二月六日の條で、賢所御拜と賀茂臨時祭御禊との次第を御記し遊ばされたものである。前者は關白鷹司冬平が御草鞋を獻ずる所役に就いての爭論に、機宜の裁斷を下したと、後者は關東の事に依つて、舞御覽及び北陣の御儀を省略せられたことにかゝる。關東の事とはこの年十月二十六日に、鎌倉幕府の前執權北條貞時の卒去を指されたものである。應長元年は天皇御踐祚の第四年に當り、時に聖算十五にましました。この宸記は正親町家の舊藏であるが、宸筆御記の殆んど全部は現に伏見宮の御所藏となつて居り、その中の應長元年十二月六日の條には「天晴今夜賀茂臨」と記されて居るのみである。さればこの宸記は、その追補として記し置かせられたものであらうと拜察せられる。

五六

後崇光院法皇宸筆御夢想記 一幅

應永三十二年七月二十七日稱光天皇御不豫の事があり、天皇には未だ皇子御座しませず、皇弟小川宮も亦是春二月十六日に薨去あらせられたので、後小松上皇の皇胤は唯天皇御一方のみであつたから、巷間頗に伏見宮貞成親王即ち後崇光院法皇の王子彦仁王（後花園天皇）御登極の御尊を立てるものがあり、幕府も亦密に人を遣はして王の御年齒を御尋した。法皇は後嵯峨天皇以來正嫡皇統の御再興を御念願あらせられた際として、同年八月十日の朝の御夢想に、故東坊城秀長が和歌を詠進したことを御覽あらせられ、御夢中に其の歌意を王の御聖運の御事と御解釋遊ばされ、後日重ねて或る僧が伏見宮御運御再興の事を申し上げた旨の御夢を御覽あらせられて、御歡喜之餘、遂に此の一篇を御記し遊ばされたもので、法皇の御日記看聞御記八月十日の條にも大略御同様の事が記されてあ

る。御夢想記には

應永卅二 八月十日、今曉夢想に故菅宰相秀長卿和歌兩三首詠進之、其一首二曰、

ひらくへき時はきぬそときなからまたこの花はつねのこの春

自余哥は不覺悟、夢中に思案、此哥の心は近日天下令謳歌若宮御事也と思て、欲返哥之處、更不案得、故左府傍ニ被座之間、此返哥不案出之由令申、返事云、後日と不可被仰、只今可有御返哥之由被申と思ひて夢覺了、其後又夢ニ、或僧前ニ來申云、御一流之御運再興御治定之由申と思て夢覺了、

兩度夢不僞申、可有諸神照覽者哉、靈夢之間聊記之、

正長元年若宮被開聖運、此夢想聖廟被示歟、不思議也、

とあり、御文中の故左府とは法皇を御養育申上げた今出川公行の事である。奥の正長元年云々の一行は御追記で、正長元年七月二十日稱光天皇崩御あらせられ、其の廿八日には後花園天皇が御踐祚あらせられた。仍て往日の御靈夢の感應空しからざるを感じ思召して、特に此一行を御追記あらせられたものと拜察せられる。

五七

後奈良良天皇御懷紙 一幅

春日詠三首和歌

野 春 雨

二品知仁親王

日にそへて野なる草木の色見てもあかすそおもふはるさめの空
櫻柳交枝

春かせになひきあひたる青柳はさくらかえたの花かつらせり

初逢戀

うらみこし心ならひに我さへもうちとけかたきよはのした紐

此御懷紙は、御親署によつて御在坊中のものであることが知られる。二品に敍せられ給うたのは大永元年四月二十七日の御事である。御製は御集中には窺はれないが、後柏原天皇の柏玉御集によると、大永四年二月二十四日の禁裡月次御會に、此の御題のあつたことが知られるから、蓋し其御時の御懷紙であらう。

五八 後西天皇宸筆御消息 三通一卷

此三通の御消息は、何れも青蓮院尊澄親王に宛てられて、色紙短冊の染筆を誂へさせられたものである。第二通目の御消息に毘門疱瘡之事云々とあるのは、皇子毘沙門堂公辨親王が、天和三年三月に疱瘡に御罹りになつたことをいはれて居るのである。御文中の久遠壽院は毘沙門堂公海である。第三通目は果して同年の御消息であるかどうか明でない。

今日濛々敷天氣、御氣色如何候哉、又々無心千萬申兼候へ共、此色紙短冊如下書被遊候而可給候、毎度々々申兼候へ共頼入候、此椿唯今庭にて切申候間、見參入候、牡丹早夕咲出候へかして願入候計ニ候、其元御同前と存候、返々色紙之義十四五日比遣候事ニ候間、其前頼入候、近比々々無

心之義にて候へ共、何とそ御氣色宜候時分頼入候也、

三月八日
〔表書〕
青門主

〔御花押〕

芳翰過當之至ニ候、誠此中者打續雨天濛々敷候、御氣色無別條候由目出度候、先以先日申入候色紙短冊早速被染御筆給候、祝著不少存候、御病中別而御苦勞、度々満足御事ニ候、將又御庭椿種々給候、いづれも快開申候事、一入詠入候、牡丹も近日開花可仕と待居申候事ニ候、先々毘門疱瘡之事、御念入御紙面之趣承知候、彌能通ニ候間、可被御心易候、久遠壽院も留主にて別而氣遣仕候處ニ、次第能、漸山をあげ申候由ニ候、此分にて打つゝき候て、無別條頼而快氣可仕と大悦仕候事に而候、折節少用候て、早々書中無正體候也、

三月十四日
〔表書〕
青門主 御報

〔御花押〕

今朝無心申入候色紙短冊、早々被染御筆給候、祝著不淺存事候、毎度急々之義申入満足申候、只今少取紛候事候て、早々申殘候也、

七月六日
青門主 御報

〔御花押〕

五九 後西天皇宸筆御外題文德實錄 二冊

男爵 水谷川忠麿氏寄託

六〇 後西天皇宸筆御外題三代實錄 七冊

男爵 水谷川忠麿氏寄託

後西天皇は承應二年の内裏炎上で御文庫の烏有に歸した後を承けさせられ、御府御記録の復興を計らせられ、侍臣に命じて古書古文書等を謄寫せしめて、親しく御校合遊ばされ、每冊必ず宸筆の御外題を加へさせられた。天皇の御蒐集は實に今日の京都御所東山御文庫の淵源をなすもので、靈元天皇、東山天皇以降御歴代また叡志を繼がせられたのである。本書の謄表紙の上に御潤達なる宸筆の御外題を遊ばされた様子は、現に東山御文庫に寶襲せられる多くの御記録と同様である。卷末に踏せられた「明曆」の御朱印は、天皇の御藏書印で、亦東山御文庫の御記録にも同様に押されてある。

六一 後西天皇宸筆御外題中右記 七冊 男爵 水谷川忠麿氏寄託

本書も亦侍臣に命じて謄寫せしめられ、素表紙の上に御外題のみ宸筆を染めさせられたものである。御外題には

寛治八年十一月中右記

天永二年正月中右記

天永二年春中右記

天永二年七月中右記

天永二年正月中右記

天永二年三月中右記

天永二年七月中右記

元永二年八月中右記

元永二年十一月中右記

六二 靈元天皇宸筆御記 一冊 男爵 水谷川忠麿氏寄託

貞享三年六月卅日、皇太子朝仁親王(東山天皇)の御元服及び天皇の御讓位等の事を關白一條冬經と御相談あらせられた事、七月六日權大納言清閑寺照房が東宮御元服御調度の目録を叡覽に入れた事、及び同日照房が復た黒幘の圖を叡覽に供した事の三箇條の御記事があり、素表紙に、

東宮元服

讓位受禪

即位大祀等間之事

貞享三年

との御外題がある。

六三 靈元天皇宸筆御記 一冊 男爵 水谷川忠麿氏寄託

享保八年正月一日より二月十二日に至る間の御記であつて、特に元日の御儀、正月十四日御會初、同十六日普明院宮元瑤の九十御賀等、その他正一位柿本大明神の神號神位の事等に關する詳細なる御記事がある。表紙は朽葉色、宸筆で「享保八年日記」の御外題がある。

六四 靈元天皇宸筆御外題日本紀略 三十一冊 男爵 水谷川忠麿氏寄託

每冊縹色表紙の中央に、豊麗なる御筆蹟にて題號并に卷數を墨書遊ばされており、此の體裁は東山御文庫の天皇の他の御遺本と殆ど同じである。題銘は日本紀略とはなく、別々に日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄等とあり、國史以後の末の十一冊には扶桑略記と遊ばされてあるが、實は扶桑略記ではなく、三十一冊通じて所謂日本紀略である。本書は紀略の完好なる本で、國史大系本もこれに源流するが、日本書紀の所々、特に神代卷は丹鶴本のそれと同系で、詳密に加點してあること等は活字本では知られない。

六五 後櫻町天皇宸筆御消息 一通

光格天皇中宮欣子内親王御不例の御事、其他御内密の御用にかゝる御消息と窺はれ、人名なども略稱を用ゐさせられ、御文意を明に拜承する事が出来ない。宛名の入道前大納言其人も明でない。御書風により御晩年の宸翰と拜せられる。上質の奉書紙兩面に宸筆を染めさせられ、疊方にも特殊の御風のあるところは、當時の書狀の形式の上からも注意すべきである。

御正

六三 聖元天皇御記

卷四 水谷川忠臣氏御記

四三

聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記
聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記
聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記

六四 聖元天皇御記

卷四 水谷川忠臣氏御記

聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記
聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記
聖元天皇御記 卷四 水谷川忠臣氏御記

六五 聖元天皇御記

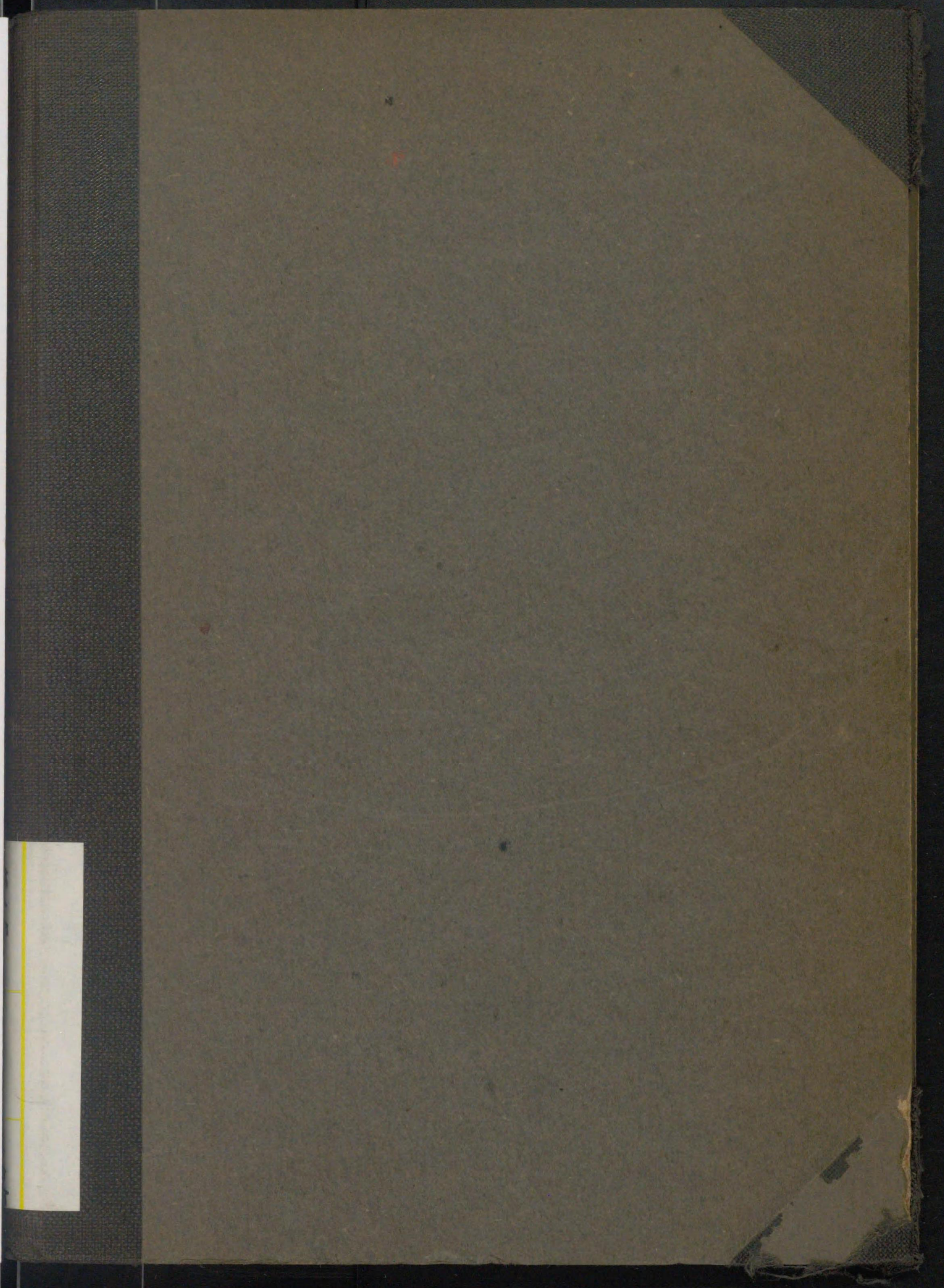
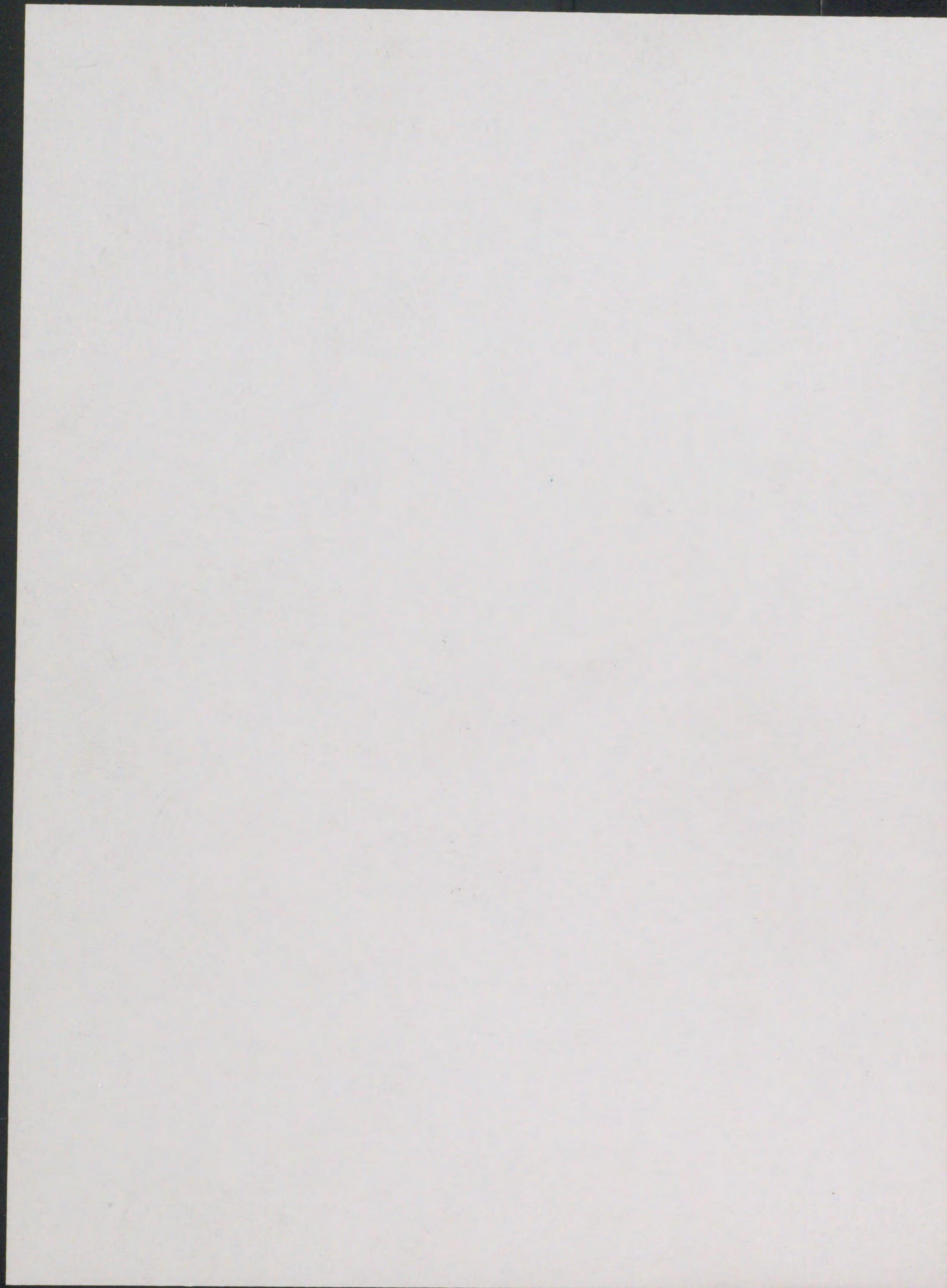
卷四 水谷川忠臣氏御記

11

御正

715
275



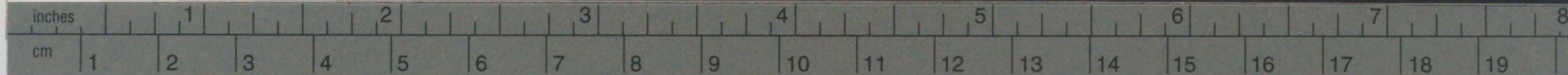


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

